



TOYAMA PRODUCTS

平成30年度

富山プロダクツ 選定商品の募集

富山県では、県内で企画または製造される性能、品質及びデザイン性に優れた工業製品を富山プロダクツとして選定しています。平成14年度から現在までに288点の商品が選ばれており、これらの選定商品を富山ブランドとして国内外に情報発信し、企業の販路開拓をバックアップしています。

【申請受付期間】

平成30年6月18日(月)～8月24日(金)

【申請方法】

裏面の申請書に必要事項を記載し、製品(現物)を添付のうえ、県総合デザインセンターへ配送又は持参してください。

【申請対象者】

富山県内に工場または事業所を有する方

【申請の対象となる製品】

食料品及び医薬品を除くすべての工業製品
(新たに開発し、平成30年10月に商品発表する製品も可)

【選定までの流れ】

- ・申請のあった製品について、9月に選定委員会を開き審査を行います。
- ・選定委員会の審査意見を踏まえ、知事が選定します。
- ・「富山プロダクツ選定証」が交付されます。

【選定メリット】

- ・新選定商品決定、展示会開催のタイミングでプレスリリースを発行するほか、県内外の展示会に出展し、選定商品の販路拡大を支援します。
- ・選定の証として、パッケージ、カタログ、店頭POP、ウェブサイト等で「富山プロダクツマーク」を使用することができます。
- ・富山県が随意契約で購入できる「トライアル発注制度」の応募対象となります。(ただし販売開始から3年以内のものに限る)
- ・県融資制度『地方創生推進資金(ブランド力向上支援枠)』の対象企業となります。(ただし選定日から5年以内の事業者に限る。)

【申請に関するご相談・お問合せ／申請書提出先】

富山県総合デザインセンター
〒939-1119 高岡市オフィスパーク5番地
TEL:0766-62-0510 FAX:0766-63-6830
E-mail:dc5@toyamadesign.jp

ウェブサイトから申請書ファイル(Word/PDF)をダウンロードすることができます
<http://products.toyamadesign.jp>
詳細は富山プロダクツ選定要綱をご覧ください



富山プロダクツ選定申請書

平成 年 月 日

富山県知事 石井 隆一 殿

申請者 住所 〒

TEL.

FAX.

E-mail:

氏名 (法人にあってはその名称と代表者名)

印

富山プロダクツ選定要綱第4条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 品 名 ※1:

2. 商品名及び型式 ※2:

3. 産業財産権の有無 ※3:
(産業財産権の名称と件数)

4. 販売価格 (税込):

5. 販売数量 (過去1年間):

6. 担当者職氏名:

7. 製品の特徴 (簡単に) ※4:

8. 寸法 (W×D×H) ※5:

※申請書に添付するもの:商品見本(見本を添付できない場合はカタログでも可)